

諸外国法制一覽(抗弁接続又はそれに類似する制度の有無について)

	EU	フランス	ドイツ	イギリス	アメリカ
分割・リボについて	<p>適用なし</p> <p>2008年に、1987年消費者信用指令の廃止を伴う新指令が成立(DIRECTIVE 2008/48/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 23 April 2008 on credit agreements for consumers and repealing Council Directive 87/102/EEC)。</p> <p>2008年指令15条-2.においては、結合された信用契約('linked credit agreements')において商品・役務が不達等の場合に、「消費者が商品・役務提供者に対して法的救済を求めたが、失敗したとき」、信用供与者に対して救済を求める権利を消費者に認めている。</p> <p>結合された信用契約は、商品供給者等自身が消費者のために信用を供与する場合、あるいは、第三者により信用供与されるときは、信用供与者が信用契約の締結又は準備に関連して供給者等の協力を利用する場合、もしくは特定の商品等が信用契約中で明白に特定されている場合に、存在するとみなされる(2008年指令3条n ii)。</p> <p>もともと、クレジットカード取引に係る契約は、分割・リボであれ、マンスリーであれ、結合された信用契約には該当しないと考えられる。</p> <p>(以上につき同旨、調査報告書120頁～121頁)</p>	<p>適用なし</p> <p>与信取引が「紐付き与信(credit lié ou credit affecté)」ないし「関連貸付」(消費法典L311-1条9°)に該当する場合、クーリング・オフ運動(同L311-38)等、借主は抗弁接続以上の手厚い消費者保護を受ける。</p> <p>しかし、リボルビング・ローンは紐付き与信に該当しないとされているため、「与信カード」(carte de crédit、我が国のリボルビング方式のクレジットカードに相当。)取引において消費法典上の消費者保護は適用されない(抗弁の切断)。</p> <p>(※1)</p> <p>(以上につき同旨、調査報告書128頁～129頁)</p>	<p>適用なし</p> <p>信用供与者・顧客間の金銭消費貸借契約と売主・顧客間の売買契約とは、法的に分離・独立したものと考えられている(分離理論(Trennungstheorie))が、両者が経済的一体性を持つと評価できる場合には、「結合された契約(Verbundene Verträge)」(BGB358条)として、抗弁接続ないし抗弁の貫徹(Einwendungsdurchgriff、BGB359条)が認められる(※2)。</p> <p>もともと、クレジットカード取引は、そもそも民法358条に言う「結合された契約」に該当しないため、分割・リボであれ、マンスリーであれ、抗弁接続ないし抗弁の貫徹の規定は原則として適用されない(例外は特定の販売店ないしグループのみで使用できるハウスカードの場合)。</p> <p>(以上につき同旨、調査報告書125頁～127頁)</p>	<p>適用あり</p> <p>1974年消費者信用法(Consumer Credit Act, CAA)75条は、「債務者—債権者—供給者契約(debter—creditor—supplier agreementd、以下d-c-s契約という)」について、供給者による契約違反の場合の債権者と供給者の連帯責任(以下「提携貸手責任」という。)を定めている。</p> <p>クレジットカード取引は、イギリスにおいては、利用者が支払回数等を販売契約時に選択することがないため、自動的に全ての取引がリボルビング取引となる(英国財務省(HM Treasury)担当者)。結果的に全額を1回で返済する場合もあるが、それは法の適用関係に影響を与えるものではない。</p> <p>このようなクレジットカード取引は、d-c-s契約のうち、「債権者と供給者との間に事前に存在する取り決めに基づき、与信により債務者と供給者との取引に資金が供給されることを知った上で、債権者が行う用途を限定しない消費者信用契約」に該当する。</p> <p>したがって、同条が適用され、債務者は、供給者に対する債務不履行等に基づく請求権を、債権者に対しても有することとなる(75条1項)。</p> <p>但し、供給者が100£以下又は30,000£を超える現金価格をつけた1つの商品に関する請求権等については、75条1項は適用されない(同条3項)。</p> <p>(以上につき同旨、調査報告書122頁～123頁)</p>	<p>適用あり</p> <p>貸付真実法(Truth in Lending Act)170条及び貸付真実規則226.12条(c)において、カード発行者(card issuer)に対する消費者の抗弁又は請求権の主張を認める規定(以下「抗弁接続規定」という。)が定められている。</p> <p>本規定によると、カード保有者は以下の1)～3)の条件をすべて満たしている場合であって、クレジットカードで購入した商品やサービスに関する紛争を販売者との間で解決できないときは、クレジットカード発行者に対し、紛争の対象となっている取引に関する請求や抗弁を主張することができる。</p> <p>1)カード保有者がまず加盟店に連絡し、紛争を解決するための誠実な取組みを行なっていること。</p> <p>2)取引金額が50ドルを超えていること。</p> <p>3)紛争の生じている取引が、カード保有者の住所と同じ州内、又は100マイル以内の場所で行なわれていること。</p> <p>(以上につき、調査報告書117頁～119頁)</p>
マンスリークリア等の短期支払手段又は無償支払手段について	<p>適用なし</p> <p>適用除外の1つとして、2008年指令2条-2-(f)は、「credit agreements where the credit is granted free of interest and without any other charges and credit agreements under the terms of which the credit has to be repaid within three months and only insignificant charges are payable.」を定めている。</p> <p>上欄のように、クレジットカード取引に係る契約は、分割・リボであれ、マンスリーであれ、結合された信用契約には該当しないと考えられる。</p> <p>(以上につき同旨、調査報告書120頁～121頁)</p>	<p>適用なし</p> <p>「支払カード」(carte de paiement、我が国におけるデビットカード又はマンスリークリア方式のクレジットカードに相当。)に係る取引については、形式上は消費法典の適用対象となり得るが、同法典においては、「引き落としの猶予が40日を超えず利息を生じないカード取引」が明文で適用除外とされている(同L311-3条10°)。</p> <p>なお、支払カードについては、通貨金融法典上の「小切手・手形以外の支払手段に関する規律」(L133-1条以下)が適用され、「支払指図の撤回不能性」が原則とされる(同L133-3条II-b、L133-8条II-1項)とともに、その帰結として「抗弁の切断」が導かれる。</p> <p>(※1)</p> <p>(以上につき同旨、調査報告書128頁～129頁)</p>	<p>適用なし</p> <p>ドイツのクレジットカード取引ではマンスリークリア方式が支配的であるところ、3か月以内に返済されなければならず、かつ、信用費用が僅かな場合(マンスリークリアカード利用による取引はこれに該当する)には、BGB上の消費者保護規定がそもそも全体として適用されない(BGB491条2項3号)。</p> <p>また、クレジットカード取引は、そもそも民法358条に言う「結合された契約」に該当しないため、抗弁接続ないし抗弁の貫徹の規定が原則として適用されないことは、上欄のとおり。</p> <p>(以上につき同旨、調査報告書125頁～127頁)</p>	<p>適用なし</p> <p>英国財務省担当者によれば、所定の期間内の信用供与額の一括返済が必須となるチャージカード取引については、75条3項(c)の適用除外(「3ヶ月を超えない所定の期間内の債務者による支払に対して信用を供与し、債務者に対して当該期間中に供与された信用の全額を1回で返済するように要求するもの」。EU指令に基づく消費者信用法改正により導入された条項。)に該当するため、75条1項の適用がない(以上につき同旨、調査報告書123頁・124頁)。</p> <p>チャージカード取引については、EU指令に基づく消費者信用法改正以前から75条1項の適用除外とされてきた(なお、CAA75条3項(c)とほぼ同様の適用除外要件を定めていたものとして、1989年消費者信用(適用除外)命令3条(1)(a)(ii)がある。)が、その理由は、与信に伴う金利や手数料を取っていない点にあると考えられる。</p>	<p>適用あり</p> <p>米国の消費者金融保護局(Consumer Financial Protection Bureau。以下「CFPB」という。)担当者によれば、(1)貸付真実法上のcreditは、債務の支払を猶予すること(to defer payment of debt)と非常に広く定義されており(同法103条(e))、当該定義は、支払回数、与信期間、金融料等による区別を行っていないため、理論的には、即座に決裁されない全ての与信取引、例えば20分後に支払うことや、1～2日後に支払うような与信取引までも、全てcreditという定義に含まれる。</p> <p>したがって、クレジットカードを利用して2ヶ月未満の与信が行われた場合であっても、上欄の要件を満たす限り、抗弁接続規定が適用される。</p> <p>(2)貸付真実規則226.2条(15)の定義上、チャージカードもクレジットカードの一種として扱われている。</p> <p>したがって、チャージカードも、クレジットカードと同様、上欄の要件を満たす限り、抗弁接続規定が適用される。(なお、米国におけるチャージカードは、信用履歴が良好であり、カード利用額が高額であっても返済に問題を来さない利用者に向けた商品であると認識されており、事前設定の利用限度額がなく、付加価値サービスが充実し、また比較的高額な年会費を設定した商品設計がなされている(調査報告書117頁)。</p> <p>(3)①なお、貸付真実法及び貸付け真実規則において、4回以上の分割払いであるか否か等によって適用範囲を区別する規定が存在するのは、主にopen end creditとclosed end creditを区別して開示規制に差異を設けるためであり、抗弁接続規定の適用対象に影響を与えるものではない。(同旨、調査報告書117～119頁)</p> <p>②また、デビットカードのように即座に資金が引き落とされる(immediate withdrawal)取引は、貸付真実法ではなく、Electronic Fund Transfer Act(EFTA)の対象となる。</p> <p>③なお、特定の取引に何法が適用されるかについては非常に複雑な法律分析が必要である。一般的に米国では契約は州法管轄であり、与信取引も同様であるが、最高裁の決定により、連邦管轄金融機関の発行するクレジットカードについては専ら連邦法が適用されることとなっている。このため、現在市場で流通している多くのクレジットカードの取引については連邦法が優先適用されるが、地方銀行の発行するクレジットカードの場合は州法が適用される可能性がある。</p>

出典： 下記の各文献及びヒアリング等を基に事務局作成。

※1 白石大「フランス法におけるクレジットカード取引の諸問題」(CCRクレジット研究第3号・137頁)

※2 渡辺達徳「消費者信用契約における「結合された契約」—撤回権および抗弁の貫徹・既払い金の返還をめぐって」(クレジット研究第30号・128頁)

※3 「経済産業省委託調査」/「平成26年度商取引適正化・製品安全に係る事業(クレジット産業の健全な発展及び安全利用等)に向けた調査研究」《最終報告書》」(平成27年2月、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)) (本表において「調査報告書」という。)

注： ○ なお、諸外国においては、支払いに用いられるカードの分類が日本と異なることが多い。日本におけるクレジットカード(マンスリークリア・分割リボ併用の)に近い類型の取引を見ると、マンスリークリア専用カードをチャージカード、リボ専用カードをクレジットカードと呼ぶ一方、日本型の併用カードは存在しない事例が多いと指摘されている。